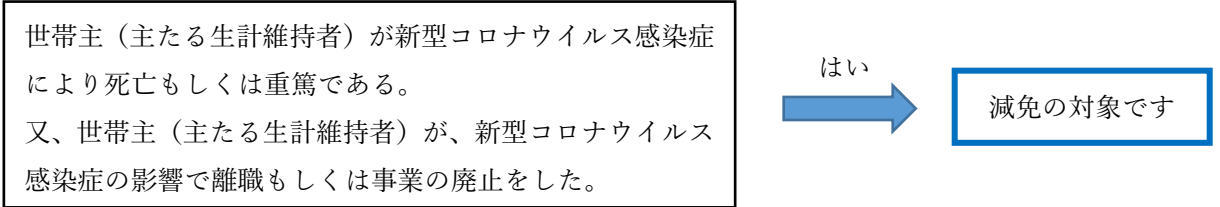
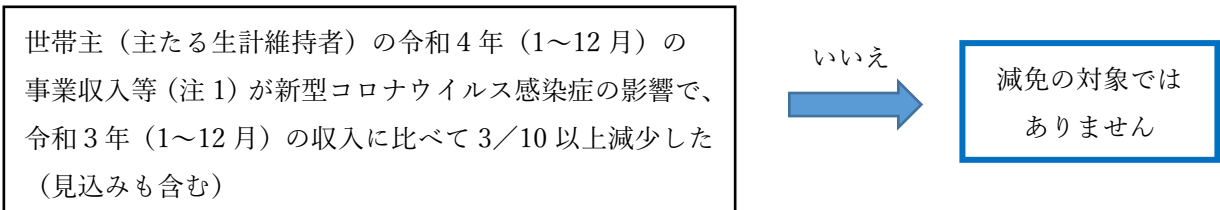


新型コロナウイルス感染症の影響による減免の申請を考えている世帯主の方へ

減免申請にあたり、どのパターンに当てはまるかを下のフローチャートで確認し、申請してください。申請後、書類審査のうえ減免の該当、非該当を決定し通知します。



※給与収入の方で、倒産、解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）に該当する方は、非自発的失業者の軽減制度を適用し、令和3年度の給与所得を30/100とみなして保険税の計算を行います。特定受給資格者や特定理由離職者に該当しているかの判定は、ハローワークで発行される雇用保険受給資格者証により確認できます。



（注1）事業収入等とは…事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のことです。

